

令和元年度 知財金融促進事業 公募要領

知財を切り口とした事業性評価コース（サポートなし）

知財金融促進事業事務局

（受託事業者：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

【対象となる金融機関】

- 知財ビジネス評価書を取得し、事業性評価に活用してみたい金融機関

1. 知財ビジネス評価書の提供について

（1）目的

特許権等の知的財産権¹やノウハウ²等（＝知財）を活用している中小企業について、知財を切り口とした事業性評価を実施してみようとする金融機関を対象として、知財ビジネス評価書の提供を行います。

知財ビジネス評価書を取得することで、知財を切り口にすると取引先の事業上の強みや特徴等についてどのようなことを把握することが出来るのか、知財ビジネス評価書を通じて得られた情報が事業性評価にどのように活用することが出来るのか等について、各金融機関の皆様にご検討を頂くことを意図しています。

知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を保有していない取引先企業であっても、評価の対象とすることが出来ます。但し、知財ビジネス評価書全体の採択予定件数とは別途、採択予定件数の上限を設けています。

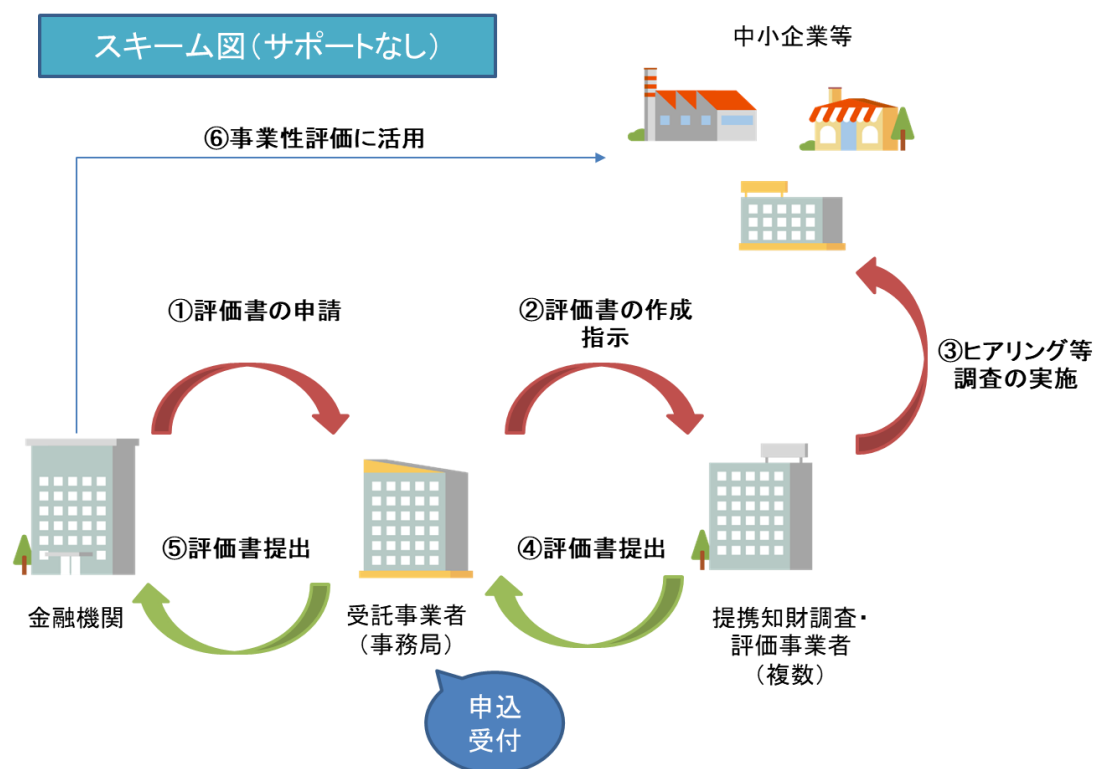
（2）知財ビジネス評価書の作成

知財ビジネス評価書の作成は高い専門性を有する複数の知財調査・評価事業者が実施します。評価方法や内容等は知財調査・評価事業者ごとに特徴があるため、「（別紙）知財調査・評価事業者について」や各者が知財金融ポータルサイトに掲載するサンプルレポートをご参照いただき、各金融機関のニーズに適した知財調査・評価事業者を選定ください。

知財ビジネス評価書を作成するにあたり、評価対象企業に対して知財調査・評価事業者がヒアリング等を実施させて頂く場合がございますので、**申込に際しては事前に評価対象企業の了解**を得るようにしてください。

¹ 本事業においては、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を指します。

² 本事業では、開発や製造、サービス提供等に際して必要とされる技術的な知識や経験等を指します。



応募金融機関が知財調査・評価事業者と独自に提携しており、かつ当該知財調査・評価事業者の評価書の活用実績がある場合には、応募の際に同一の知財調査・評価事業者を指定することをお断りさせていただいております。(提携しているものの、まだ評価書の活用実績がない場合は、事務局までご相談ください)

2. 募集について

(1) 募集内容

件名	知財を切り口とした事業性評価コース (サポートなし)
募集期間	令和元年 7 月 1 日～令和元年 12 月末 ※ただし採択予定件数に達し次第終了
採択方式	応募要件を満たすものから随時採択 (原則、先着順)
評価対象企業の条件	・ 中小企業であること ・ 知的財産権又は企業の強みとなるノウハウを有していること
採択予定件数	本事業全体で 160 件程度を予定

(2) 応募要件

■応募要件①：全金融機関に求める共通応募要件

- 申込者が中小企業への融資を行っている金融機関であること。
- 採択された場合に、知財ビジネス評価書を利用した金融機関として、金融機関名を公表することに同意できること。(金融機関名は、ポータルサイト等で公表する予定です。なお、評価の対象となった企業名は、登壇発表等の特別な場合を除き、公開しません。)
- 応募申込書に記載した内容等について、事務局による問い合わせに対応できること。
- 評価対象企業が中小企業であること。
- 本件につき評価対象企業の内諾を得ており、ヒアリングを実施する知財調査・評価事業者を指定した場合には、対象企業へのヒアリングが可能であること。
- 知財ビジネス評価書利用後5年間、特許庁もしくは特許庁が委託する事業者によるアンケート調査等に協力すること。また金融機関内部での知財ビジネス評価書の活用状況等についてのフォローアップ調査への協力が可能であること。
- 知財ビジネス評価書の活用結果や金融機関内部での応用可能性等についてのレポート提出又は、電話や面談によるヒアリングへの対応が可能であること。
※面談によるヒアリング実施の際には特許庁等の関係者が同席する場合があります。
- その他、本応募要領に記載されている内容について承諾すること。
- 評価の対象企業が次のいずれにも該当しない者であること。
 - * 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - * 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - * 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - * 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

■応募要件②－1：知的財産権を保有する中小企業を対象とする場合

- 登録されている特許権・実用新案権・意匠権・商標権のいずれかを有していること（出願中の場合や権利失効している場合は対象外です）。

応募にあたっては、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を使って対象企業が保有している知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を調査し、申込書に登録番号と権利の有効期間（残存期間）を記載してください。検索方法等については、末尾の「参考：評価対象企業が保有する権利の確認方法について」を参照してください。

■応募要件②－2：

知的財産権を保有せず、ノウハウのみを保有する中小企業を対象とする場合

- 申込用紙の該当箇所に対象企業の特徴と、当該企業を評価対象企業として選定した理由を回答すること（選択肢）

※当該企業が秘密情報として秘匿しているノウハウの詳細を記載する必要はありません。

(3) 応募方法

応募にあたっては、「4. 個人情報保護」の内容にご同意いただいたうえで、以下の書類を「③提出方法」に記載の宛先まで電子メールもしくは郵送にてお送りください。

※審査の過程で、応募内容に関する問い合わせや相談をさせて頂く場合があります。

①提出書類

- 1) 応募申込書（応募書類）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

※提出書類の返却は致しませんので、ご了承ください。

②提出期限

令和元年7月1日より令和元年12月末までは随時提出いただけます。ただし、年度の途中で採択予定件数の上限に達した場合は、募集を締め切らせていただきます。

③提出方法

【メールでの応募】

E-mail: ipf@murc.jp

※メールの件名に、「知財を切り口とした事業性評価コース（サポートなし）」と記載してください。

【郵送での応募】

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
知財金融促進事業事務局
山本 文子
※封筒に「応募書類在中」と朱書きすること。

3. 結果の通知について

- * 応募いただいた案件から随時選定を行い、採択・不採択に関わらず結果を通知します。
(評価書作成の開始時期については、ご相談をさせて頂く場合があります。)
- * 採択されなかった場合についての応募書類につきましては当社にて書類を廃棄します。
- * 特定の地域、金融機関に係る応募が集中した場合は、本事業を広くご利用いただきたい趣旨から採択する案件を制限させていただく可能性があります。
- * 特定の知財調査・評価事業者に応募が集中した場合には、第二希望の知財調査・評価事業者に変更をさせて頂く場合があります。

4. 個人情報保護

提出頂いた個人情報は、当社の「個人情報保護方針」

(<http://www.murc.jp/corporate/privacy/>) に従って、適切に取扱います。以下にご同意の上、応募申込書にご記入ください。

(1) 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、選考等に係る当社からの連絡にのみ使用します。また選考書類使用後は当社にて書類を破棄します。案件が採択された方については、知財ビジネス評価書に係る業務終了時に書類を破棄します。

(2) 個人情報の共同利用・第三者提供

お預かりした個人情報の共同利用及び第三者提供の予定はありません。

(3) 個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、当社以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

(4) 個人情報の提供の任意性とそれに対する影響

個人情報の提供は任意です。但しご依頼した資料をご提供いただけない場合、選考の対象から外れる場合があります。

(5) 個人情報に関するお問い合わせ

お預かりした個人情報の開示、訂正等、利用停止等、若しくは利用目的の通知のご請求または個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

個人情報保護に関するお問い合わせ先：

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
知財金融促進事業事務局 担当：森口（もりぐち）
〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
TEL: 03-6733-1405 E-mail: ipf@murc.jp

5. お問い合わせ先

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
知財金融促進事業事務局 担当：森口（もりぐち）
〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
TEL: 03-6733-1405 E-mail: ipf@murc.jp

【参考：評価対象企業が保有する権利の確認方法について】

評価対象企業が保有する知的財産権の有無や内容を確認する際には、J-PlatPat をご利用ください。（無料）

<特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）>

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

<特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）ガイドブック・マニュアル>

https://www.inpit.go.jp/j-platpat_info/reference/index.html

（ヘルプデスク：03-6666-8801（9:00-21:00））

STEP 1：タズから「特許・実用新案検索」を選択（意匠、商標も同様）

The screenshot shows the J-PlatPat website interface. At the top, there is a navigation bar with the J-PlatPat logo and contact information. A red box highlights the '特許・実用新案' (Patent/Utility Model) menu item. Below the navigation bar, a notification banner indicates a message for users. A dropdown menu is open, showing options like '特許・実用新案検索' (Patent/Utility Model Search). The main search area includes a search bar with a search button and radio buttons for selecting the search type: '四法全て' (All four laws), '特許・実用新案' (Patent/Utility Model), '意匠' (Design), and '商標' (Trademark). The '特許・実用新案' option is selected. Below the search bar, there is a search button labeled '検索'.

STEP 2：検索画面で「会社名」を入れる

「検索行項目」のフルダウンメニューから「出願人／権利者／著者帰属」を選択

「キーワード」欄に会社名を正式名称で入れる（前株、後株を区別）

The screenshot displays a search interface with the following elements:

- Text Search Target:** Radio buttons for Japanese (和文) and English (英文).
- Document Type:** Checkboxes for Domestic (国内文献), Foreign (外国文献), Non-patent (非特許文献), and J-GLOBAL.
- Search Keywords:** A text box containing "株式会社〇〇〇".
- Search Row Item:** A dropdown menu currently set to "全文" (Full Text). A red box highlights this dropdown, and a red arrow points to the "出願人/権利者/著者帰属" (Applicant/Right Holder/Author Attribution) option in the expanded list.
- Search Row:** A text box containing "(例) 感染を予防" (Example: Preventing infection).
- Search Row Item List:** A list of search criteria including "全文", "書誌的事項", "発明・考案の名称/タイトル", "要約/抄録", "請求の範囲", "明細書", "審査言フリーワード", "審査言フリーワード+全文", "FI", "Fターム", "ファセット", "IPC", "出願人/権利者/著者帰属", "申請人識別番号", "出願人/権利者住所", "発明者/考案者/著者", "代理人", "審査言名", "審判番号", "優先権主張国・地域・番号", and "発明・考案の名称/タイトル".
- Buttons:** "検索" (Search), "クリア" (Clear), and "条件を論理式に展開" (Expand conditions to logical formula).

STEP 3 : 検索画面で「検索オプション」を開き、「登録案件検索」欄にチェックを入れて、検索ボタンを押す

選択入力 | 論理式入力

テキスト検索対象
 和文 英文

文献権別 詳細設定 +

国内文献 外国文献 非特許文献 J-GLOBAL

検索キーワード

検索項目 | キーワード

全文 | 例) 感染を予防 近隣検索

削除 AND

書誌的事項 | 例) インフルエンザ 近隣検索

削除 AND

発明・考案の名称/タイトル | 例) 半導体記憶装置 近隣検索

削除 AND

要約/抄録 | 例) 組成物 近隣検索

削除 追加

除外キーワード | 検索から除外するキーワードを指定します。 開く +

検索オプション 開く +

オプション指定 : なし

検索 クリア 条件を論理式に展開

検索オプション 閉じる -

主テーマ | 副テーマ 最大9個までカンマ区切りで指定できます。

例) 4K018 | 例) 2C999,4H004,4H104

日付指定

西暦または和暦を指定します。

公知日/発行日 | 例) 20190101 ~ 例) 20190101

追加

登録案件検索 「チェック (☑)」を入れる

登録日ありで絞り込む

※ 「登録日あり」で絞り込むことで、権利として登録されているもののみがリストアップされます (絞り込まないで検索をすると、出願内容が公開されているものの、権利取得されていないものもリストアップされます)。

STEP 4 : 権利の登録番号と有効期間を確認する

知的財産権の登録番号と有効期間については、「経過情報」のタブをクリックした後、「登録情報」のタブをクリックして、「登録記事」、「登録細項目記事」の欄をご確認ください。

The screenshot shows the J-Plat Pat website interface. At the top left is the logo for J-Plat Pat (特許情報プラットフォーム). At the top right are links for 'English' and '閉じる' (Close). Below the header is a search bar with '文献表示' (Document Display) and a 'ヘルプ' (Help) button. A navigation bar shows '< 前の文献 1 / 1 表示 次の文献 >'. The main content area displays '特許 XXXXX' with buttons for '公開公報', '文献単位PDF', '経過情報', 'OPD', '検索キー', and 'URL'. Below this, there are radio buttons for 'テキスト表示' (selected) and 'PDF表示', and a note '一次文献'. A red arrow points from the '経過情報' button to the '経過情報照会' (Check Progress Information) section. This section shows '特許出願 XXXXX 公開 XXXXX' and 'OPD'. Below are tabs for '経過記録', '出願情報', and '登録情報' (highlighted with a red box). The '登録情報' section has a blue header with '登録情報 5712426' and a '閉じる' button. The main table lists various registration details:

出願記事	特許 XXXXX	
登録記事	XXXXX (20XX/XX/XX)	登録番号
査定日・審決日記事		
権利者記事		
発明等の名称(漢字)記事	XXXXX	
請求項の数記事		
登録細項目記事	本権利は抹消されていない 存続期間満了日 (20XX/XX/XX)	有効期間
最終納付年分記事		
更新日付		